

社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会
照明器具 LED 更新工事に係る灯具・作業等仕様書

本仕様書は、社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会(以下「当施設」という。)が実施する「社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会 照明器具 LED 更新工事」において、使用する灯具及び作業仕様等受注者が守るべき必要な事項について適用する。

1 事業名称

社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会 照明器具 LED 更新工事

2 工事場所

〒553-0001 大阪府大阪市福島区海老江 6 丁目 2-22 あいあいセンター

3 入札方法

一般競争入札方式とする。

4 契約方法

設置作業を含む、買取契約および5年間の譲渡権付リース契約方式とする。

5 灯具仕様

- (1) 機器仕様及び数量は別紙内訳書のとおりとし、全て新品、未使用であること。
- (2) 仕様書記載の参考品番以外の物品で応札する場合は、同等品であることが確認できる納品物のメーカー作成のカタログ、その他の資料等を提出の上、入札の事前に発注者から承認を得ること。
- (3) 作業中、当会に設置されているサーバ等の機器について障害が発生した場合、当会に報告の上落札者にて対応をすること。

6 配置技術者

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置すること。

- (1) 1級もしくは2級電気工事施工管理技士の資格を有する者
 - (2) 2010年度以降に元請として完成・引渡し完了したLED化改修工事の経験を有する者(官民不問)
- ※上記(1)が確認できる資格証の写し、(2)が確認できる資料(CORINS実績、契約書の写し、竣工図等)を提出すること。

7 作業仕様

- (1) 設置前には、現地調査及び回路調査、分電盤調査等を十分に行い、作業を実施すること。
また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当施設へ報告し、協議すること。
- (2) 設置作業にあたっての安全管理については、当施設と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により速やかに対処すること。
- (3) 設置作業にあたっての安全管理については、当施設と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により速やかに対処すること。
- (4) 設置作業において発生する軽微な工事及び補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (5) 搬入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し、当施設の承諾を得ること。
- (6) 作業者や運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場及び搬出物の仮置場等の当施設の敷地内における必要な場所の確保については、事前に当施設の承諾を得ること。
- (7) 作業時間帯の決定に当たっては、当施設の指示に従うこと。
- (8) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこととし、作業終了後には床の清掃等、環境美化に努めること。
- (9) 撤去した既存照明器具については、受注者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。
- (10) 誘導灯等、消防設備に該当する器具の交換にあたっては、消防法及び消防法施行規則等の関係法令を遵守し、工事整備対象設備等着工届出書の提出等、法令に規定された手続を行うこと。
- (11) 設置作業完了後は、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を当施設が指定する日までに提出すること。
- (12) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）に準拠する。
- (13) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、当施設と協議の上決定する。

8 作業計画

作業計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な作業計画にていては作業着手前に当施設と協議すること。

(1) 作業の優先順位

- ① 既存照明器具で故障が発生した（している）箇所
- ② その他当施設が優先と判断した箇所

(2) 作業方法

設置する設備については、当施設の指定する方法、仕様及び作業計画を遵守すること。

9 物品の保守等

- (1) 保守期間は5年間とし、期間中は物品が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、消灯等の原因が落雷等機器の直接的な不具合によらない場合は、別途当施設と協議すること。
- (3) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。

10 物品の移動等

- (1) 当施設が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で当施設負担により物品の取外し、設置及び調整等を行うものとする。
- (2) 受注者は、前号(1)項の実施にあたり、機器の取外し、設置及び調整等に必要な情報を当施設に提供するものとする。